



議案第十号

三朝町敬老年金支給条例の一部改正について

次のとおり三朝町敬老年金支給条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を
求める。

昭和四十八年三月十二日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町敬老年金支給条例の一部を改正する条例

三朝町敬老年金支給条例（昭和四十七年三朝町条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条および第四条を次のように改める。

（年金の支給）

第三条 町長は、高令者で国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七十九条の二第六項において準用する同法第六十六条第二項の規定により老令福祉年金の支給が停止されているもの（以下「受給資格者」という。）に対し、敬老年金（以下「年金」という。）を支給する。

（年金の額）

第四条 年金の額は、二万四千円とする。

附 則

施行期日

※ この条例は、昭和四十八年五月一日から施行する。ただし、改正後の第四条の規定は、昭和四十八年三月一日から適用する。